

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新型コロナワクチン接種について

(1) 4回目接種について

1) 新型コロナワクチンの4回目接種について、これまでと目的や接種間隔、接種対象が異なることの説明が不十分なことから、国民に不安をもたらしている。

よって、国として、4回目接種の目的や有効性・安全性等について、国民や都市自治体が理解できるよう、十分に周知・広報を行うこと。

2) 4回目接種に必要なワクチンについて、都市自治体が希望するワクチンを早期かつ確実に配分すること。

特に、国民はファイザー社ワクチンによる接種を希望している一方で、ファイザー社ワクチンの供給が見合っていないことから、国において必要な対策を講じること。

3) 医療従事者及び介護施設従事者が重症化することや、医療機関や介護施設においてクラスターが発生した際、社会生活に大きな影響を与えかねないので、医療従事者及び介護施設従事者を対象に加えることを検討すること。

(2) ワクチン接種に従事する医師・看護師等を確保するため、引き続き、医療関係団体等に協力を働きかけるとともに、医療従事者が不足している地域においても円滑に実施できるよう、広域的な支援策等を強化すること。

また、個別接種を行う医療機関を確保するために必要な財政支援等を継続すること。

(3) 国において、国民に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応、追加接種の必要性、接種間隔等の必要な知見・情報を適切に発信するとともに、若年層への更なる接種勧奨を行うこと。

特に、12歳未満の小児への接種については、接種に係る判断をするに当たって必要な情報を具体的かつわかりやすく発信すること。

また、接種を選択しなかった者が不当な取扱いを受けないよう、

国として、周知・啓発等の必要な対策を講じること。

- (4) 数次にわたる新型コロナワクチン接種事業において、ワクチンの種類や接種対象者等の取扱いが接種毎に異なることにより、都市自治体に混乱が生じていることを踏まえ、今後のワクチン接種事業の在り方に係る方針等を早期に示すこと。

なお、接種事業を継続する場合には、ワクチンの供給スケジュールや接種対象者等、計画策定や体制整備に必要な情報を具体的かつ早期に明示するとともに、都市自治体に財政負担が生じないよう、引き続き全額国費による財政措置を講じること。

また、初回接種・追加接種の経験を踏まえ、効率的な接種体制が構築できるよう、事務の簡素化を図るなど、必要な措置を講じること。

2. 医療提供体制の確保と財政措置の充実について

- (1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で必要となる資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や一般診療の縮小、風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に資する地域の発熱外来等の診療・検査医療機関への財政支援を講じること。

また、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を拡充すること。

- (4) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を充実強化するとともに、都市自治体の実施

する検査に要する経費等について、財政措置を拡充すること。

また、抗原検査キットを社会福祉施設や教育機関に十分な量を供給すること。

- (5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

- (6) 入院を要さない軽症患者が自宅や宿泊施設においても安心して療養できるよう、自宅療養者の療養体制支援・強化に資する財政支援策を拡充するとともに、宿泊療養施設等の入院待機施設の確保についても十分な財政支援や人材支援の対策を拡充すること。

- (7) 医療機関が感染防止に資する医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材、検査キット等を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

- (8) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に承認し、十分な量を供給すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

- (9) 患者の入院医療費及び移送費について、都市自治体に負担が生じないように、財政措置を拡充すること。

3. 感染症対策の改善等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策におけるこれまでの経験を踏まえ、感染症法や新型インフルエンザ等対策政府行動計画等における課題を十分に検証したうえで、感染症対策における都市自治体が担う役割の明確化も含め、必要な制度の見直しを行うこと。

また、地域の実情に応じた機動的な感染症対策を実施するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限を財源と併せて指定都市に移譲することについても、十分検討すること。

さらに、新興感染症の発生に耐え得るよう、医療提供体制及び保健所体制を強化すること。

- (2) 新型コロナワクチン接種については、国からの指示や情報提供が遅いことに加え、国の方針が二転三転することにより、現場に様々な混乱が生じた。

このため、国は、感染症対策に係る政策について、感染症対策の司令塔として、的確な政策判断のもと、可能な限り事前に正確かつ具体的な情報を都市自治体に示すとともに、現場の事務負担を軽減するよう配慮すること。

4. 地域経済に関する支援について

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援について

- 1) コロナ禍からの経済社会活動の回復に向けて、引き続き、事業者に対する財政支援や金融支援をはじめとする各種支援策により地域経済への影響に迅速に対応できるよう、十分な財源を確保し、機動的かつ万全の措置を講じること。

また、事業経営に対する影響は広範囲かつ甚大であり、経済の回復には多くの時間を要することから、業種を問わず、経営の安定化に向けた支援策を長期的かつ継続的に講じること。

- 2) セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

また、信用保証協会に対して、資金繰り支援等について柔軟な対応を行うよう積極的な働きかけを引き続き行うこと。

- 3) 事業者が行う設備投資や業態の転換等に対し、積極的な支援を講じること。

- 4) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。

- 5) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。

(2) 観光振興に関する支援について

1) 国内・国外からの旅行者による観光の復活に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための水際対策を含めた今後の具体的な対策や工程を示すとともに、ポストコロナを見据えて、安全・安心な受入環境の整備等に積極的に取り組めるよう、十分な財源を確保すること。

また、観光需要が回復するまでの間の消費喚起対策についても、感染状況を見極めて再開するなど必要な措置を講じること。

2) 観光業に関わる事業者が安心して事業継続できるよう、十分な財源を確保し、機動的かつ万全の措置を講じること。

また、ポストコロナを見据えた、経営の安定化に向けた支援策を長期的かつ継続的に講じること。

3) デジタル技術を活用したMICEの開催に必要な通信環境整備等に対する支援を行うこと。

(3) 農林漁業者への支援

1) 米価への影響が著しいことから、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）については、対象要件の見直しを図るとともに、早期支払いなど生産者の経営維持に向けた支援策を講じること。

また、主食用米の需要拡大と米粉用米や飼料用米等の生産・利用拡大について効果的な対策を実施すること。

2) 畜産農家が安心して生産活動を続けられるよう肉用牛肥育経営安定交付金事業（牛マルキン）を活用するなど十分な経営支援を講じること。

3) 水産物の需要の減少に伴い、漁業経営は厳しい状況が続いていることから、経営支援に万全の措置を講じること。

4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等の資金繰りへの影響に迅速に対応できるよう、十分な財源を確保し、機動的かつ万全の措置を講じること。

5. 雇用の維持について

(1) 雇用調整助成金等については、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を勘案し、地域経済が回復するまでの間、地域を問わず、対応期間の延長について柔軟に対応するとともに、支給上限額及び助成率を拡充する等、適切な措置を講じること。

(2) 雇用を維持するため、新卒者の内定取消しや非正規労働者等の雇止めを行わないよう、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、失業者の再就職や雇用創出等に関する取組及び相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

(3) 在宅勤務をはじめ、テレワークやサテライトオフィス等多様な労働環境の整備について、財政支援の充実を図ること。

(4) 都市自治体を実施する雇用就労環境改善に向けた施策について、継続して財政支援措置を講じること。

6. 生活インフラ等に関する支援について

(1) 低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、アフターコロナを見据え、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

(2) 利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

特に、地域公共交通確保維持改善事業については引き続き対象要件を緩和すること。

また、都市自治体が独自に実施した交通事業者への支援策について、財政措置を充実すること。

(3) 厳しい経営状況が続いている空港運営事業者や鉄道事業者の経営の安定化に向け、更なる支援措置を講じること。

(4) 建築物の利用における感染リスクを減らすため、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

7. 社会福祉に関する支援について

(1) 介護保険制度に関する支援について

1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。

2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、引き続き、実効ある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じ

ること。

- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。

(2) 国民健康保険制度に関する支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。

また、特例的な診療報酬改定による保険者の財源不足については、国による財政措置を講じること。

- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料（税）の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、支給額の全額を補助する制度の継続や支給対象者の拡大等を図ること。

(3) 生活保護・生活困窮者への支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が一定程度存在することから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。

- 2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により支給件数が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じるとともに、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、受給期間を延長すること。

また、社会福祉協議会の実施する緊急小口資金貸付等について、今なお厳しい生活下にある借受人に対し償還免除を確実に実施するとともに十分に配慮すること。

(4) 障害福祉サービスに関する支援について

障害者施設等の事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、人材確保や十分な財政措置を講じること。

また、在宅で障害者をケアする者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の障害者の受け入れ先確保などへの支援や、ICTを活用した運営等に係る支援の充実を図ること。

8. 子ども・子育てに関する支援について

(1) 保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担について、必要な財政措置を講じること。

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。

(3) 医療従事者や介護サービス従事者に対する支援を講じる際は、児童福祉施設、放課後児童クラブ等の職員も対象とすること。

(4) 子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り残された保育を要する児童等を受け入れるための体制を整備すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例措置分については、令和元年度同様、国の責任において全額措置すること。

(6) 病児保育事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で利用児童数が大幅に減少し、運営に支障を来していることから、安定した事業運営が図れるよう必要な財政措置を講じること。

(7) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充を図ること。

また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、事務負担軽減のため、制度の簡素化を図ること。

9. 義務教育等に関する支援について

(1) 児童生徒の学びを保障するために都市自治体が行う取組に対して、加配教員の配置等に係る十分な財政的支援を講じること。

(2) 小・中学校等の臨時休業による児童生徒の心のケアに対応するため、専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。

- (3) 幼稚園及び小・中学校の施設における衛生管理について、都市自治体に対して的確な情報提供を行うとともに、消毒作業等に係るスクール・サポート・スタッフの配置等に必要な財政措置を講じること。
 - (4) 小・中学校の修学旅行や課外活動を延期・中止した場合に生じたキャンセル料等について、十分な財政措置を講じること。
 - (5) 学校臨時休業対策費補助金については、事務処理の簡略化や補助制度の拡充を行うこと。
 - (6) 感染症対策は今後も継続して行う必要があることから、引き続き対策への支援を図るとともに、学校保健特別対策事業費補助金については、今後の感染状況に応じて、適切な措置を講じること。
10. コロナ禍における自殺も含めた総合的な自殺対策について、都市自治体が十分な施策を講じることができるよう、財源の確保や人材育成等の支援を強化すること。
11. 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。
また、検疫を終え入港した後に集団感染が発生した場合、国の責任において対応するよう体制整備を図ること。
12. 感染防止に資する医療用・衛生用物資や検査キット等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体に供給すること。
また、都市自治体を実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。
13. 新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う地方財源の確保
- (1) 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、住民生活や経済活動への甚大な影響が継続し、地方税財政を取り巻く環境は、引き続き、不透明な状況となっていることから、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、デジタル化、脱炭素化の推進、施設の老朽化や防災・減

災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。
- (3) 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細かに聴取し、的確に反映すること。

14. 感染症対策に係る国民への適切な周知・啓発等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供の在り方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。
- (2) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。